

一般社団法人 日本心血管インターベンション治療学会

中国四国支部コメディカル部会会則

第1章 総 則

第1条

名称・構成 本部会は、一般社団法人日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics：CVIT）中国四国支部コメディカル部会（以下、本部会とする）と称する。看護師・臨床検査技師・診療放射線技師・臨床工学技士・薬剤師・栄養士・理学療法士・運動療法士・健康運動指導士・事務職員・クリニカルリサーチコーディネーター等を構成員とする。

第2条

本部会の事務局は、〒710-8602 倉敷市美和 1-1-1 倉敷中央病院 循環器内科内に設置する。

第2章 目的及び事業

第3条

目的 本部会は、医師と協働し患者様を中心としたチーム医療を実践することを目的とする。職種相互の知識、技術の向上及び職種間の連携を強化し、カテーテル治療の発展に寄与することを目的とする。

第4条

事業 本部会の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) CVIT 中国四国地方会コメディカル学術集会実行委員長をサポートする
- (2) コメディカルに対する啓蒙活動
- (3) その他、本部会の目的を達成する為に必要とされる事業
- (4) CVIT 部会と連携

第3章 会 員

第5条

本部会は、日本心血管インターベンション治療学会コメディカル会員より構成される。

第4章 役 員

第6条

コメディカル役員 本部会は以下のとおり役員を置く。

- (1) コメディカル中国四国部会 部会長：1 名
- (2) コメディカル中国四国部会 部会副会長：2 名
- (3) コメディカル中国四国部会 幹事：総人数 63 名までとする
- (4) CVIT 中国四国地方会コメディカル学術集会実行委員長：1 名

第7条

役員の選出 中国四国コメディカル役員は、選出時に満 60 歳未満であり、次の号に示すとおりとする。

- (1) コメディカル会員の中から中国四国コメディカル部会幹事を選出し、CVIT コメディカル部会の承認を得る
- (2) 中国四国コメディカル部会幹事の中から互選によりコメディカル部会 部会長を選出する
- (3) 中国四国コメディカル部会会長が中国四国コメディカル部会 部会副会長を任命する
- (4) 中国四国コメディカル学術集会実行委員長は、学術大会会長の推薦により中国四国コメディカル部会幹事会で決定する

第8条

役員の任期 役員の任期は以下の通りとする。

- (1) 中国四国コメディカル部会 部会長の任期は 2 年とする 再任は妨げない
- (2) 中国四国コメディカル部会 部会副会長の任期は 2 年とする 再任は妨げない
- (3) 中国四国コメディカル部会幹事の任期は 4 年とする 再任は妨げない
- (4) 中国四国コメディカル学術集会実行委員長の任期は、学術集会終了日から次回学術集会終了時までとする

第 9 条

役員の職務

- (1) 中国四国コメディカル部会 部会長は、コメディカル部会総会を主宰するとともに本部会の会務を統括する
- (2) 中国四国コメディカル部会 部会副会長は部会長に事故がある場合、又は部会長が欠けた時にその職務を代理し行う
- (3) 中国四国コメディカル部会幹事は、中国四国コメディカル部会の目的を達成する為の事業に関する企画・運営を行う
- (4) 中国四国コメディカル学術集会実行委員長は、学術集会時の中国四国コメディカル部門を主宰する

第 5 章 会則の変更・解散

第 10 条

会則の変更 この会則は中国四国コメディカル部会の議決を経て変更することができる。

第 11 条

解散 本部会の解散については中国四国コメディカル部会で協議し、その時点における中国四国コメディカル部会員数の 4 分の 3 以上の議決を経て、中国四国理事会の承認を得るものとする。

補足 (附則)

第 12 条

本会則は 2015 年 9 月 5 日より施行する。

2018 年 10 月 31 日改定

2022 年 9 月 3 日改定

以上